

○千葉県警察の嘱託医に関する要綱

昭和57年3月1日本部訓令第4号

改正

昭和58年4月1日本部訓令第2号
昭和59年4月1日本部訓令第6号
昭和60年3月25日本部訓令第6号
昭和61年3月10日本部訓令第3号
昭和62年3月9日本部訓令第4号
平成3年6月15日本部訓令第10号
平成5年3月15日本部訓令第3号
平成5年3月17日本部訓令第5号
平成6年3月30日本部訓令第2号
平成7年3月7日本部訓令第16号
平成10年3月26日本部訓令第9号
平成17年12月5日本部訓令第27号
平成18年3月20日本部訓令第6号
平成31年4月25日本部訓令第7号
令和7年4月1日本部訓令第15号

千葉県警察の嘱託医に関する要綱を次のように定める。

千葉県警察の嘱託医に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県警察が嘱託する嘱託医に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(嘱託医の業務)

第2条 嘱託医の業務は、次のとおりとする。

- (1) 警察が取り扱う死体の調査又は検視の立会いに関すること。
- (2) 被留置者の診療及び健康診断に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、署長が必要と認めること。

(嘱託)

第3条 嘱託医は、医師会が推薦した医師の中から、署長の上申に基づき本部長が嘱託するものとする。

(嘱託医の上申基準)

第4条 署長は、前条の上申に当たり、次に掲げる要件を具備する者を、嘱託医上申書（別記様式第1号）により上申するものとする。

- (1) 第2条に規定する嘱託医の業務を適切に行える者であること。
- (2) 警察活動を理解し、その積極的な協力者であること。
- (3) 嘱託医として適格性を有する者であること。

(嘱託書等の交付)

第5条 第3条の嘱託は、嘱託書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

なお、嘱託の際、身分証明書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(嘱託期間)

第6条 嘱託医の嘱託期間は2年間とする。ただし、再嘱託することができる。嘱託期間満了前に解嘱された場合、後任者の嘱託期間は前任者の残期間とする。

(解嘱)

第7条 署長は、嘱託医が次に掲げる事項に該当した場合は、速やかに嘱託医解嘱上申書（別記様式第4号）により本部長に上申しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 長期の療養を要する疾病にかかつたとき。
- (3) 長期にわたる出張等の事由が生じたとき。
- (4) 嘱託辞退を申し出たとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、嘱託医としてふさわしくない事由が生じたとき。
- 2 本部長は、署長の上申に基づき、嘱託医がその業務を遂行するに適さないと判断したときは、これを解嘱することができるものとする。
- 3 本部長は、第1項第1号による事由以外で嘱託医を解嘱する場合は、医師会を通じて嘱託医解嘱通知書（別記様式第5号）を交付するものとする。
- （身分証明書の返納）
- 第8条 署長は、嘱託医が第6条に規定する嘱託期間が満了したとき、又は解嘱されたときは、当該嘱託医に身分証明書を返納させなければならない。ただし、当該嘱託医に死亡その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- （嘱託医の定数）
- 第9条 嘱託医の定数は別表第1のとおりとする。
- （謝金等）
- 第10条 嘱託医の謝金等は、別に定める基準により本部長が交付するものとする。
- （事務処理）
- 第11条 嘱託医の嘱託及び第2条第1号に掲げる業務に関する事務にあっては刑事部捜査第一課（以下「捜査第一課」という。）、同条第2号に掲げる業務に関する事務にあっては総務部留置管理課、同条第3号に掲げる業務に関する事務にあっては署において、それぞれ行うものとする。
- 2 刑事部捜査第一課に嘱託医名簿（別記様式第6号）を備え、嘱託の状況を明らかにしておくものとする。

以下別表等省略